



月報

5

缶詰換



(45.5.6./6.41 VOL 4)

◆目次◆

4月の行事	1
◇業務用缶詰に関する討論会	2
◇果実飲料の規約打合せ	5
◇在京規格・果実・蔬菜合同部会	6
◇果実・規格合同部会	10
◇国際チエンストア協会東京大会説明会	14
◇アスパラ缶詰懇談会	16
◇チクロ対策委員会社の第一線営業責任者による下打合せ	18
◇チクロ食品一斉取締りを厚生省が全国へ通達	22
◇旧表示の印刷缶転用の日缶協文書に対して異議	26
◇フルーツみつ豆缶詰チエリ一代替品の開缶検討会	29
◇第4回 東急缶詰まつり	30
◇倉庫保管料値上げ説明会	30
関係団体報知	31
会員消息	37

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地

八重洲通ビル7階

電話 東京(273)9289番

4 月 の 行 事 一 覧 表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
業務用缶詰に関する 討 論 会	4月 7日	16.30～20.00時	名古屋国際ホテル	司厨士側 14名 缶詰協会側 14名
在京規格・果実・ 蔬菜部会	4月 9日	13.30～16.00時	北洋商事 (株)	22名
果実飲料の規約 打 合 会	4月14日	13.30～15.00時	日本果汁協会	6 団体
果実・規格合同部会	4月16日	15.00～16.00時	北洋商事 (株)	19名
国際チーフストア 協会東京大会説明会	4月21日	10.00～12.00時	日 缶 協	4 団体
東急缶詰まつり 打 合 会	4月21日	13.30～16.00時	”	
倉庫保管料値上げ 説 明 会	4月22日	13.00～17.00時	”	
フルーツみつ豆缶詰 チェリー代替品の 開缶研究会	4月23日	14.00～16.00時	検 査 協 会	
アスバラ缶詰懇談会	4月25日	10.00～11.30時	日 缶 協	全 缶 協 8名 農産缶工組 8名
チクロ対策委員会 社の第一線営業責 任者による下打合会	4月30日	14.00～16.00時	北洋商事 (株)	13名

5 月 の 行 事 予 定

果実・規格合同部会	5月 8日	13.30～15.00時	北洋商事 (株)	
新物箱缶詰情報 交 換 会	5月11日	15.30～17.00時	”	在京蔬菜部会員 箱缶詰専業者
理 事 会	5月13日	14.30～17.00時		

業務用缶詰に関する討論会

日 時 昭和45年4月7日 16.30～20.00時

場 所 名古屋市中区 名古屋国際ホテル

主 催 (社)全日本司厨士協会東海地区本部

協 賛 缶詰キャンペーン委員会

出席者

〔司厨士側〕

東海地区本部	相 談 役	和泉慶藤(名古屋国際ホテル)
"	会 長	篠崎 誠(サツボロ共栄ライオン)
"	副 会 長	野田文男
"	理 事 長	竹林 勇(サツボロ共栄浩養園)
"	副 部 長	平山松雄
"	研究副部長	広島 衛
"	副 支 部 長	小塚 浩(オリエンタル中村食堂)
"	渉 外 部 長	世良依一(ステーキのスキモト)
"	事 業 部 長	狩野友男(電気通信共済会)
"	企 画 部 長	加藤与曾一(資生堂パーラー)
"	企画副部長	額 額倉男
関西地区本部	書記長	川副 保
總本部事務局		池田由男
東海本部事務局		寺本紀彦

〔罐 詰 側〕

(株) 梅 沢	取締役会長	森 下 裕
北村商店(株)	取締役社長	北 村 伝 司

(株)メイカン	取締役社長	佐藤良嶺
北洋商事(株)		加藤稔
はごろも缶詰(株)	名古屋所長	志加丈夫
日本水産(株)	名古屋支社長	島山清
岩原缶詰工場	社長	岩原秀光
東海缶詰(株)	専務取締役	中島秀松
岡本食品(株)	取締役社長	岡本千代松
天狗缶詰(株)	"	伊藤清正
カゴメ(株)	" 副社長	川口伸三郎
日本製缶協会	専務理事	阿江伸三
日本缶詰協会	業務部長	村井武夫
全国漬問屋協会		中沢和雄

※ 討 論 会 の 概 要

この業務用缶詰研究会は、全日本司厨士協会主催、缶詰キャンペーン委員会協賛により過去、東京、宝塚で2回開催し、大きな成果を挙げたが、今回、東海地区を対象に名古屋で開催となつたもの、なお当日は缶詰料理試食研究会を14.30時から、名古屋市中区栄町ビル11階、カーネーションホールで司厨士協会東海支部会員の多教が出席し盛大に開かれた。

この日の討論会は、川副書記長の司会で進められたが先ず司厨士協会側から篠崎会長、缶詰業界側から川口氏がそれぞれ挨拶を行なつた。

篠崎会長挨拶要旨

「このような催は当地では初めての開催である。会員を集めての缶詰料理試食研究会はあいにく天気も悪くわれわれが予想していたよりも出席が悪く申訳ない。討論会はメーカー、問屋の方々が多教ご出席いただき有難う

ご座居ます。われわれはいま、で缶詰に対して、つくられたものは意見を
はさむものではないと考えていたわけだが、われわれの意見が参考になれ
ば幸であり、また業者の方の話しを聞き缶詰に対する認識を高めたい。さ
き程の料理研究会で缶詰は使い方によつてこんなにも立派なものが出る
ということが判つた。これからも生はますますコストも高くなつてくるの
でどうしても缶詰、冷凍を使うようになつてくるのではないかと思う。本
日の懇談会でわれわれの意見をお聞き願いたいがかかには愚問もあるか
と思う。しかしそれが何かの参考にならば幸である。」

川口氏挨拶要旨

「本日はこのような催しを開いていただき感謝している。平素は業務用缶
詰を愛用いただき厚くお礼申しあげる。缶詰は原料の豊富なシーズンに詰
めるので非常に安いものとなつており、この点嬉んで使つていただけるわ
けである。缶に入っている関係で缶詰は高いという先入観を持たれるが生
に比べて缶詰は合理化しており、安く価値があるということをご理解いた
だきたい。

なお缶詰がより一層発展するよう努力してまいりたい。」

〔司厨士側の主な意見〕

業務用としてもつと大きな缶はないが、ことしは生が高く缶詰を多く使つ
た。

ホールトマトは少し柔かい。種が多過ぎる。ペーストはイタリーの物と混
ぜて使つているが濃い方が望ましい。

チェリーは品薄で早く手当しないとなくなるとおどかされている。粒が不
揃のものがあつた。

マツシユールームは粒が揃つていて使うのに便利だ。西独などではもつと真

白なものであつた。日本人は舶来品に弱く、日本の製品の方が優れているものが多いが、お客は外国の方がよいような感じをもっており、実際に使っているのは日本産であるが、外国産の空缶を置いてある。

アスパラガス缶詰は外国ではグリーンがほとんどだが、日本ではグリーンは生だけで缶詰はほとんどホワイトであり、ほしくもない。筒缶は開缶してもう一度ボイルしなければならず、製造の時もつと煮込んでもらいたい。用途によるがスライスしてあつたものがあれば便利だと思う。ほとんど料理の付け合せに使っているが、筒ほどうまいものはなくとんどん使っていきたい。業務用としては味のついていないボイル、塩漬、油漬といったものの方がよい。

洋梨缶は日本では業務用としては余り使っておらず、日本人は見てくれで食べるので黄桃を使う方が多い。われわれは中味だけを使えばよく、製品が信用出来るものでないと困る。中味がわかるシール程度で無地缶でもよく、コストを下げてもらいたい。5g缶を開けるのに手間がかかりもう少し簡単な容器を考えて欲しい。空缶の処理に困っている。

以上缶詰業界側の意見質問に対して司樹士側の見解が述べられたものである。

果 実 飲 料 の 規 約 打 合 会

日 時 昭和45年4月14日 13.30～15.00時
場 所 日本果汁協会
議 案 果実飲料の公正競争規約に関する件
出 席 日本果汁協会、全国清涼飲料工業会、日本缶詰協会、全国缶詰問屋協会、日本農産缶詰工業組合、日本製缶協会の各事務局

☆

☆

☆

果実飲料の公正競争規約の設定については関係団体間で検討を進めてきたが、いよいよ大詰め段階を迎えたのでこゝにあらためて細部の打合会を開催した。特に①「ジュースドリンク」の名称は規約に謳うこと、②純正食品の用語については、公取委の定義が出るまで一応保留する、③栄養飲料は特殊栄養飲料との関連もあり再検討する、④「エード」については業界指導の方向で使用してゆく、⑤一括表示はJASと公正規約とが一致するよう働きかける、⑥加糖は品名に併記することとしたい、⑦農協団体が提案者として参加したいとの申入れがあつたが、これについてはさらに検討したうへ回答する、⑧10%以下の果汁入りについてはその表現の仕方を考える。

以上の8項目をそれぞれ確認した。なお次回打合せは4月17日に開催の予定。

在京規格・果実・蔬菜合同部会

日 時	昭和45年4月9日 13.30～16.00時
場 所	北洋商事(株) 7階会議室
議 題	(1) 桃缶詰の糖度等について (2) みつ豆缶詰の糖度等について (3) 果実飲料公正競争規約について (4) 新物グリーンピースの着色料(硫酸銅)について (5) そ の 他

※ 在京合同部会の概要

この合同部会はさきに農産缶工組の桃部会、みつ豆部会で検討を行ない全缶協に意見を求めてきた桃、みつ豆缶の糖度等についてあらかじめ内部的に検討を行なつたあと午後2時半より農産缶工組側の代表者と意見交換を行なつた。全

缶協としてはこの日は在京部会のみによる会合であり特に桃缶の糖度問題については全缶協としての結論を出すことはせず改めて全体会議（果実、規格合同部会）を開いて全缶協としての統一見解をまとめ農産缶工組側に意向を伝えることになった。

その他にグリーンピース、フキ缶詰に関連する。着色料、硫酸銅について検討が行なわれた。

〔農産缶工組の意向〕

1. もも缶詰について

- ① 一般消費者向けのもも缶詰（スライス以上）にあつては糖度19%未満のものは製造しない。（JAS規格）
- ② 人甘ものはつくらない。
- ③ 業務用が対象と見られるジュース用ならびにピーセスは糖度14%未満のものは製造しない。

以上の方針を4月3日の農産缶工組もも部会の内販対策委員会で決め、全缶協に意向を打診してきたもの。

2. みつ豆缶詰について

- ① チェリーの100番台着色のものは使わない。
- ② 糖度20%未満のものはつくらない。（全糖表示）
- ③ 人甘ものは製造しない。
- ④ チェリーを入れることを必須条件とするがこれと同等以上の下記代替品は認める。
 - ① バインアツプル
 - ② いちご
 - ③ マスカット（ネオマスカットを含む）

以上の方針を農産缶工組のみつ豆部会で決め全缶協に意向を打診してきた

もの。

〔在京部会での見解〕

1. もも缶詰について

学校給食用（主に1610）は輸入物との価格差、予算の面等から必ずしも19^〇のものでなくてもよいのではないかとの一部の意見が出され余りに規格でしぼり過ぎて逆に動きがとれなくなる恐れがありはしないかとの声もあつた。なお業務用は何号缶という決まりはないわけであるが14^〇以上に統一するという事は受け入れ側の都合もあり、慎重に決定しなければならず関西地区部会員の意見も聞いたうえで結論を出さなくてはならないとされ、もも缶詰に関してはさらに全体会議で検討することになった。

2. みつ豆缶詰について

農産缶工組側の意向である

- ① 着色料の使用について
- ② 糖度について
- ③ 入甘の問題について

以上の3点については工組側の意向に対して特に異議はなかつたが

- ④ チェリーを入れることを必須条件とするということは余りにも強制的過ぎる表現なので「原則として」に改める。

同等以上の代替品として3種類を挙げているが、これは品位をいうのか、価格的なものを意味しているのか判らず、大ききの規格を加えてもらいたいとの要望である。

これに対して農産缶工組の意向はチェリーを必須条件とすることは農林規格では規定はないが検査協会の内規で決めている。（6号缶1個、5号缶2個、4号缶3個）

同等以上という解釈は具体的な決めはないが常識的にみてこれならよい

といった1個の重量、形態の見本を至急につくるので全缶協側の代表者にそれを見てもらい検討したいと語っていた。

3. 着色料について

現在厚生省はタール色素(100番台)硫酸銅について食品衛生法の許可品目から削除する意向をかためているがこれは毒性試験のデータがないこと、それと国際的に見てもいずれの国も使用していないためといわれている。

グリーンピースのフレッシュは教量的に減ってきており、硫酸銅に変わるものの使用で着色をおぎなうことが出来ようがむしろフキ缶の方が影響が大きく、硫酸銅を使わないと脱色し、商品にならないので最低限度につかたていきたいとの意向であり、関係官庁とも動静を十分に打診しながら販売に支障がないように取りはからわれたいとの要望があつた。

4. 果実飲料公正競争規約について

北田専務から大要次の説明があつた。

「果実飲料の名称について日缶協ははじめ80%以上のものには「エード」を使いたいと主張していたが、果汁協の方は10%~50%のものは「エード」「ドリンク」いずれを使つてもよいという姿勢であり、いずれになるか結論は出ていない。昨日開かれた缶詰関係団体の打合せでは次のような意見が出されている。

- ① 品名は従前通りJASマークの中に表示できるよう要望する。
- ② 格付機関は4団体あり空缶の流用面から格付機関名を省略できるようにしたい。
- ③ 農林省では一括表示ということをいつているがジュース缶は小さいので一括表示する場所がない。従つてJASで一括表示を規定されては困る。
- ④ 主要部分の定義づけを検討する。

- ⑤ 施行規則⑦は設けず削除する。
 - ⑥ 開缶後の注意事項の説明については業界として統一文言を検討する。
 - ⑦ プラムについての果汁%の取扱いおよび和なしの品種名をどのように表示するかを検討する。
 - ⑧ 品質可能期限をかけという要望があるがこれに対しては業界はあくまでも反対の立場をとり、業界が関係官庁に意見書を提出する。
 - ⑨ 規約とJASは完全に一致させること。
 - ⑩ 図柄については再検討する。
- 大体以上の方向で進められている。」

5. その他

新平号缶はカナダの規格に合わせつくられたものであるが、ことしからサケ、マグロ油漬等に使用されることになる旨の説明がなされた。

果 実 ・ 規 格 合 同 部 会

日 時 昭和45年4月16日 15.00～16.00時
 場 所 北 洋 商 事 (株) 7階会議室
 議 題 1. 新物もも缶詰糖度等に関する件
 2. みつ豆缶詰の糖度等に関する件
 3. そ の 他

※ 合同部会の概要

4月9日の在京規格、果実、蔬菜合同部会で検討を行なった結果、もも缶詰に関しては重要問題であり、全体会議を開き結論を出すことになり、この合同部会は橋田規格部会長が議長となり諸議案の審議が行なわれた。

1. 新物もも 罐詰糖度等について

在京部会では一般消費者向けの糖度が 19° 以上のものとするのは賛成であつたが 19° を必要としない学校給食用、黄桃の2号缶といつたいいわゆる業務用に 19° 以上と規定してしまうことに問題があるのではないかとの意見があり、本部会でも家庭で食べるものは 14° ではまずく食べられず当然 19° 以上のものが要求されるのでそのように規定しても問題がないが、黄桃の2号缶等は洋菓子原料等に使われ 19° では甘過ぎ、輸入物との競合もあり消費の面からも価格を考慮に入れなくてはいけない。従つて需要に応じてつくられるようにしておいた方がよいとの意見が出された。農産缶工組が業務用をピーセス、ジュース用に決めつけたところに販売面での支障が出てくる恐れがある。ピーセス、ジュース用は 14° でよいが2号缶以上の黄桃缶も 14° 以上でつくられるようにしておかないとまずいとの見解もあつた。農産缶工組は 19° 以上、 14° 以上といつた糖度だけにこだわっているが品位を高めるためにはガリガリの桃を詰めないようにすることも大事であり、なぜ全面JASを打ち出さないのかといつた意見もあつた。

2号缶も最近スーパーで売れており 14° 、 19° 物が出た場合に市場混乱が起ることも予想されるがスライスは 19° 以上と規定してあり、業務用とは別に考えればよいということであつた。

以上農産缶工組の意向に対して検討の結果、全缶協として下記の通りの結論となり農産缶工組に文書を持つて正式に申し入れることになつた。

庶 発 第 2 2 2 号

昭和 4 5 年 4 月 1 7 日

日本農産缶詰工業組合

桃部会長 矢 住 清 亮 殿

全国缶詰問屋協会

果実部会長 野田 喜三郎

規格部会長 橘 田 春 男

桃罐詰の糖度ならびに表示について

拝啓 ますますご隆昌にて大慶に存じます。

さて、去る4月9日、貴組合桃部会、みつ豆部会代表者と弊協会在京果実規格部会員との桃缶詰ならびにみつ豆缶詰の糖度等についての打合せ会において重要事項として保留となっていた桃缶詰の糖度ならびにその表示問題に関し弊協会では昨4月16日、あらためて果実、規格の合同部会を開催し、貴組合の桃缶詰についての方針を基本に検討致しましたところ、下記の通りの結論を得ましたのでお知らせ申し上げます。

1. もも缶詰にあつては（スライス以上）糖度19%未満のものは製造しない。（JAS規格⇒全糖表示ができる）
但し、1号缶、2号缶の特需用のものにあつては糖度14%以上で製造することができる。（JAS規格外⇒糖度表示は「糖度14%」）
2. 人甘ものはつくらない。

以上の通りであります。本年度製造に当つてはよろしくご協力賜わりますようお願い致します。

敬 具

2. みつ豆罐詰の糖度等について

農産缶工組のみつ豆部会で方針を打ち出した。

- ① チェリーの100番台着色のものは使わない。

- ㊦ 糖度20未満のものはつぐらない。(全糖表示)
- ㊧ 人甘ものは製造しない。
- ㊨ チェリーを入れることを必須条件とするがこれと同等以上の下記代替品は認める。
 - ① バインアツプル
 - ② いちご
 - ③ マスカット(ネオマスカットを含む)

以上の4点について在京部会で検討した結果を橘田部会長から報告が行なわれた。

農産缶工組側の意向である㊦㊧㊨については特に全缶協として異論はないが㊨チェリーを入れることを必須条件とするということは余りにも強制的過ぎる表現なので「原則として」に改める。

同等以上の代替品として3種類を挙げているが、これは品位をいうのか、価格的なものを意味しているのか判らず大きさの規格を加えてもらいたいとの要望があつた。

これに対して農産缶工組の意向は同等以上という解釈は具体的な決めはないが常識的にみてこれならよといつた1個の重量、形態の見本を至急につくるので全缶協側の代表者にそれを見てもらい検討致したいということでその見方会を4月23日14:00時から缶詰検査協会で行なうことになつた。この件に関してはある程度メーカー側の良識に任せるより仕方がなからうということであつた。

3. チクロ問題の対策について

(株)北村商店社長北村伝司氏の意見で「チクロ入り缶詰の販売は9月一杯という網がかけられておりいくら販売に努力しても売り切れることは考えられず9月末で残る量は膨大なものと予想でき、これは重大な問題である。全缶協も

これに対して真剣に取り組まなければならないと思う。業界内部でやることと、外部に向つて働きかけることの二面工作でやる必要がある。外部に働きかけとして、アメリカの例のごとく「特殊栄養食品」の表示をすることによつて店頭からおろさないでよいようにする。それが不可能であれば国に対して損害賠償を請求するとか、実現できないとしても努力だけはしなければならない。これは問屋、メーカーといった問題でなく、業界全体が結束して9月末時点の網に何んとか穴をあけて逃げ道をつくらなければならない。全缶協のチクロ対策委員、それに地方会員代表、第一線で活躍されている人達とといったメンバーを加え何かよい知恵を出してもらい、日缶協のメーカー側と合同懇談会といったことを是非聞いていたゞきたい。」

これに対して浅井会長は次のような見解を述べた。

「結論的には損害を極力軽微にすることである。外部に向つて働きかけが成功すればよいが成功しなかつた場合を考えわれわれはなんとしても期間内の販売に努力しなければいけない。全缶協の缶切運動もその一環でもある。その間に集つて対策を講じていくことは必要である。」

国際チェーンストア協会東京大会説明会

- 日 時 昭和45年4月21日 10.00～12.00時
- 場 所 日本缶詰協会 会議室
- 議 題 1. 国際チェーンストア協会東京大会の交渉経過について
2. 缶詰業界の参加説明について
3. そ の 他
- 出 席 日本缶詰協会 隅野専務、村井氏
日本輸出組合 石井専務、小宮主事

日本蜜柑缶工組 花島氏
全国缶詰問屋協会 中山副会長、北田専務理事

☆ ☆ ☆

国際チェーンストア協会東京大会は45年6月14日～17日の4日間にわたり、日本チェーンストア協会が幹事役となり東京プリンスホテルで行なわれるが、これに缶詰業界として協賛参加する態度を決めた日本缶詰協会では缶詰関係7団体に対し協力を呼びかけるとともに協力を要請した7団体事務局を集めその説明会を開催した。

協力要請を行なった団体は下記の通り。

日本缶詰輸出組合
日本蜜柑缶詰工業組合
日本鮪缶詰輸出水産業組合
日本鮭蟹缶詰輸出水産業組合
日本水産缶詰輸出水産業組合
日本農産缶詰工業組合
全国缶詰問屋協会

しかし全缶協としては日本缶詰協会ならびに輸出組合が主体となるという考え方に立っており、この席で協賛参加する意志表示はできない旨説明。その内容をききおくことにとどめたいと語った。

同大会会期中、缶詰業界としては6月15日の昼食会を担当することとなるが23カ国のレギュラーチェーン経営者が婦人同伴で350名が出席予定であり、1人当たり平均1,800円として63万円相当の経費を缶詰業界が負担しようというもの。

これを各団体に負担し合うとなると1団体約8万円を拠出することになるが、全缶協側も日本のチェーンストア経営者が多勢出席することもあるし是非協力

願いたいとの要望であつた。

なお当日のデモンストレーションをどうするかについては今後さらに日本チェーンストア協会側と打合せ具体的に準備してゆく手筈である。

ア ス パ ラ 缶 詰 懇 談 会

日 時 昭和45年4月25日 10.00～11.30時

場 所 日本缶詰協会 会議室

議 題 新物アスパラガス缶詰について

出 席 【全缶協側】＝在京蔬菜部会員＝

(株) 矢口屋商会 萩原 弥重氏

北洋商事(株) 横田 哲雄氏

野崎産業(株) 杉浦 稔氏

日缶商事(株) 梅林 陽氏

(株) 国分商店 下妻 俊和氏

三井物産(株) 福永 安男氏

(株) 逸見山陽堂 森木 国雄氏

全 缶 協 北田 久雄

【農産缶工組側】＝アスパラ部会員＝

北海道缶詰(株) 宮崎 吉次郎氏

岩手缶詰(株) 西岡 敏男氏

クレートル興産(株) 佐藤 俊雄氏

北海道缶詰(株) 竹内 和雄氏

仁丹食品(株) 安藤 幹雄氏

日魯漁業(株) 鞍橋 俊典氏

清水水産(株) 岩田幸夫氏
農産缶工組 山内正雄氏

☆ ☆ ☆

この懇談会は新物アスパラ缶詰について日本農産缶詰工業組合アスパラ部会から全缶協代表者と情報交換したいとの申入れがあり、全缶協側は野菜部会の主だつた在京部会員が出席し協議した。

1. 内地アスパラの見通し

内地のアスパラの作柄状況は1～1割5分減との見方が強く従つて原料価格は昨年最終値又はそれにプラスアルファとなろうとの農産缶工組側の説明があつた。

産地状況は次の通り。

石川	1～1.5割減	キロ150円に決定
滋賀	おおむね石川県に準ずる	
愛知	1割減	150円の10%アップ
福島	}	1～1.5割減 150円の維持は困難
岩手		
青森		155円見当

なお東北地区は5月5日ごろ生産開始のもよう。

2. 北海道内アスパラの見通し

6月の天候如何にかかっている。作柄は昨年並みを予想しているが、現在原料取引きの安定化を交渉中である。

なお価格交渉は早ければ来週中にも行なわれることにならう。

3. 在庫状況について

国内生産ものは消化されているが台湾ものが昨年輸入量（250㍶4打換算27万函）の1/3はストックされていると見られる。

4. 新物アスパラ罐の生産見通し

農産缶工組の説明によれば43年度生産分の持越しをゼロとみて44年度のストックは69万函生産され、それに輸入もの26万函を加えると95万函が国内流通したことになる。従つてことし在庫されている台湾ものを10万函程度と見ると44年度の1年間の消費能力は85万函との見方である。また45年度新物アスパラ缶のストック生産は68万函、輸入もの20万函、44年持越し10万函として国内流通量は合計98万函となるが、ことしの消費量は昨年と大差をなしたした場合、13万函が46年度に持越されることになるとの予想である。

5. その他

なお農産缶工組アスパラ部会としては積極的にJASを受けることを申し合わせたということである。

チクロ対策委員会社の第一線 営業責任者による下打合会

日時 昭和45年4月30日 14.00～16.00時

場所 北洋商事(株) 7階会議室

議題 ① チクロ問題に関する現状分析と情報の交換

② チクロ入り缶詰の今後の対策

③ 9月末までの販売促進対策

- ㊦ 9月末時点の残缶処置対策
- ㊧ 猶予期間終了後における国家補償について
- ㊨ その他

※ 下打合会の概要

4月16日果実、規格合同部会において、チクロ問題をめぐる現状分析と猶予期間が終了する9月末の業界の対策等についていまのうちに具体策を講じる必要があるとの意見がだされ、チクロ対策委員会、日缶協との合同懇談会を開く前にまず委員会社の第一線営業責任者による下打合会開催となつた。

委員会社は次の通り。

- | | | |
|-------|----------|----------|
| (東京) | 北洋商事(株) | (株)逸見山陽堂 |
| | (株)国分商店 | 三井物産(株) |
| | 野崎産業(株) | (株)明治屋 |
| (名古屋) | (株)北村商店 | |
| (京都) | 大橋(株) | |
| (大阪) | 野田喜商事(株) | |
| (神戸) | (株)吉川商店 | |

1. チクロ問題に関する現状分析

各地区ならびに各社の現状についてそれぞれ報告が行なわれた。

それによると年内から2月頃までは魚類缶の販売に終始し、果実缶詰は3月末まではほとんど荷動はなかつたが、4月の需要期に入り動き始め、価格の下げもあるがチクロ缶詰の在庫を半分程度に減らし多少明るさを感じているとの発言があつたものの関西地区の状況は悪く特に福岡地区は缶詰全体の動きが悪いといわれる。

桃缶詰については猶予期間内に一掃されるとの見方が強いが、それ以外の缶

詰、洋梨、みつ豆缶詰等が心配される。問題は業務用で4月20日付の厚生省通達により5月中に一斉取締りが行なわれることは確実であり、そのための業務用はますます荷動が停滞している。

2. チクロ入り罐詰の今後の対策

① 9月末までの販売促進対策

全缶協としては5月10日から全国一斉に缶切無料提供による第2回「缶詰食べましよう週間」を実施するが、第2弾として他によい催があれば実施し、缶詰の販売促進を図る。

② 猶予期間終了後における国家補償について

釘沢弁護士の見解につき北田専務理事から報告があり、缶詰類だけが延期されたことは無害だということではなく救済措置がとられたという面が強い。従つて業界がチクロは無害であるということを実証されない限り、国家賠償法に基づく損害賠償、請求訴訟は無理との見解であつた旨を報告し今後の具体的対策について話合つた。

3. チクロ無害実証のための調査

3月27日の「青島のワイドショー」に出席の学者は全員アメリカにおける実験データを疑問視し毒性については判らないとしている。特に石垣純二氏はあの程度の実験で行政措置をとつたことは過ちであつたといつており、同氏に無害実証のための調査についてその可能性、期間的な問題、費用等について打診して見ることになつた。

4. 「衛生食品」の転化等の運動展開について

チクロの無害実証のための調査と併行して、アメリカでは「特殊栄養食品」として無期限に販売が認められたが、日本もこの転化運動を展開すべきでは

ないかとの見解があり、一つの検討課題とされた。

5. シール貼付の徹底について

法律で決つた以上シール貼付は業者の義務である。5月の一斉取締りでまたマスク等に取り挙げられれば致命的となるので、あらかじめ、各地区でシール貼付の徹底を図るよう進めるとともに、都内は一斉検査の際に同行しそこでシール貼付されていないものがあれば直に貼るようにすればよいとの意見もあり、東京都食品卸同業会とともに東京都食品衛生局宛に要請して見ることになつた。

猶予期間終了後における補償問題について

(釘沢一郎弁護士の見解)

北田専務理事は4月28日1600～1700時釘沢法律事務所を訪問しチクロ問題、特に国家補償についての見解を聞いたが以下のような内容である。

猶予期間終了後における補償問題について

このたびのチクロ問題は業者側には全く責任はないとの立場から国に対し訴訟する場合①国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟、②憲法第29条8項に基づく損失補償請求訴訟、の2つの方法が考えられるが基本的考え方は缶詰が延期されたことにより2月の時点とは大分様相が異なつて来ており訴訟は極めて困難なものとなつた。

①の損害賠償の場合業界側は逆にチクロは無害であることを実証しない限り無

理であると判断する。従つて残された②の方法による訴訟に可能性があるような気もするが、しかし半年延期したことは業界が半年間で消化するという建前にかわり国はその措置により業者の損失を代用したという考えが持たれ裁判での結論も損失補償はしなくてもよいという判決がだされやすい。これは非常に難しい問題であり、強気をだせば訴訟はだせる気がするが、一般的に見て半年もあれば消化するということが前提でとられた延期措置であると解釈されれば売れ残つた場合は業者の責任ということになる。しかし販売を認めながら厚生省が陰で売れないよう、買わないようにといった指導をしていた場合にはそれが完全に立証されればかなり有利にはなる。

なお行政不服審査法に基づく異議の申立を行なつたとしてもにぎりつぶされてしまう可能性が大である。再延期ということは法律的には出来ないが間違つたものを取り消すということなら可能だがそれには無害ということが完全に証明されなければならない。

なお損失補償請求訴訟の手續については普通の裁判と同じ手續であり、期間の決めはない。しかし①の場合は3年以内となる。勿論団体でなく個人で訴訟することになり、その場合損害額の5%を印紙代として裁判所に提出しなければならない。損害額の算出は取り引き価格であり、ダンピングして売つたということは損害の理由にならない。損害請求は残缶の方が扱いやすいと思うがそれにしてもこの裁判の判決までには相当の年月がかかり一審でも2～3年はかかる。

チクロ食品一斉取締り厚生省全国へ通達

厚生省では昭和45年4月20日付で、下記の通り全国の都道府県知事、各指定都市市長へ通達を発し、昭和45年5月1日から同月31日までの間の適当

な1週間にサイクラミン酸塩含有食品の一斉取締の実施を指示した。

⑤

環 食 化 第 3 0 号

昭和 4 5 年 4 月 2 0 日

各都道府県知事
殿
各指定都市市長

厚生省環境衛生局長

サイクラミン酸塩含有食品の一斉取締 りについて（通知）

食品等の取締りについては、かねてより種々ご配慮を煩らわしているところであるが、サイクラミン酸塩の使用禁止措置等に関する昭和44年11月5日厚生省令第32号昭和45年1月14日厚生省令第1号等の実施の徹底を期するため、標記一斉取締りを別添要領により行なうこととしたのでこれが実施に遺憾のないようにされたい。

サイクラミン酸塩含有食品の

一 斉 取 締 り 要 領

1. 目 的

サイクラミン酸塩の使用禁止措置に伴なう猶予期間が終了したサイクラミン酸塩含有食品の一括及び猶予期間が設けられているサイクラミン酸塩を含有する食品の標示の徹底をはかるため、つぎの要領により、一斉取締りを実施する。

2. 取締り事項

- (1) サイクラミン酸塩を含有する食品が製造されていないが、またかん詰、びん詰、たる詰及びつぼ詰の食品（清涼飲料水及び容器包装を開いて販売されるものを除く。以下同じ。）以外の食品について、サイクラミン酸塩を含有するものが販売されていないか。
- (2) サイクラミン酸塩を含有するかん詰、びん詰、たる詰及びつぼ詰の食品についてサイクラミン酸塩を含む旨が明りように標示されているか。
- (3) サイクラミン酸塩を含有するかん詰、びん詰、たる詰及びつぼ詰食品が飲食店等において、容器包装を開いて販売の用に供されていないか。

3. 取締り方法

食品の販売所及び製造所を立入検査し、適宜検体を収去して行なう。
なお、サイクラミン酸塩含有の有無については、昭和45年1月30日通知した「食品中からのサイクラミン酸塩検出法」により検査する。

4. 違反食品に対する措置

- (1) サイクラミン酸塩を含有するかん詰、びん詰、たる詰又はつぼ詰の食品であつて、サイクラミン酸塩を含む旨を明りように標示していないものについては、販売停止を命ずるとともに必要な標示を附するよう指示する。
- (2) 標示ラベルについては、業界団体と連絡をとりつつ、保健所及び業界団体においてあらかじめ用意してその所在を明らかにしておき、ラベル貼付の徹底を図る。
- (3) その他の違反食品については、販売禁止等適切な処置をとる。
- (4) 命令に従わない者、違反をくりかえす者等悪質な営業者に対しては、必要に応じ営業停止、告発を行なう等迅速かつ適切なる措置をとる。

5. 取締り実施期間

昭和45年5月1日から同月31日までの間の適当な1週間を都道府県ごとに選定し、取締り実施期間とする。

6. 取締り結果については、別紙様式により昭和45年6月末日までに当局食品化学課あて報告する。

7. 管下の政令市(指定都市を除く。)については、都道府県よりこの通ちようの主旨の徹底をはかるとともに、その結果についてはとりまとめて、一括して報告する。

8. サイクラミン酸塩含有食品についてすでに一斉取締りを実施済の都道府県(市)にあつては、実施した事項について本要領による実施を省略することができる。

9. 現在、一斉取締りの実施を計画済であるため本要領による実施期間にすることができないときは、独自に実施期間を定めることができる。

なお全缶協では「サイクラミン酸塩添加」シール貼付の徹底を図るため、会員、支店に次の文書を送付した。

庶 発 第 2 2 4 号

昭和45年4月21日

会 員 各 位

全 国 缶 詰 問 屋 協 会

「サイクラミン酸塩」含有食品の一斉取締りとその対策について

すでにご高承の通り4月20日厚生省環境衛生局長名をもつて標記につき

別紙の通り通達が出された。

小売店在庫の製品に対するシールの貼付が不徹底であるとして消費者団体よりしばしば指摘を受け行政の責任を追求する動きが活発化するに至りました。弊協会でも去る3月11日付で会員各位にお知らせし県衛生当局とも連絡をとり、保健所の取締りによる返品などの事態を未然に回避できるようご尽力方お願い申しあげました次第であります。

今回の通達により「表示ラベル」（シールの意）については業界団体と連絡をとりつつ保健所および業界団体においてあらかじめ用意してその所在を明らかにしておき、ラベル貼付の徹底を図ると指示されております。

従つて貴県衛生当局によるシール貼付の徹底についての積極的な指導が得られることと存じますので、特に正規ルートよりはずれている小売店等に対しては保健所の協力を得て万全を期されますようお願い申しあげます。

なお小売店向のシール不足の場合は事務局まで至急申し越し下さい。

- ◎シールが貼付されているにもかかわらず保健所等の行き過ぎ指導が行なわれるような場合にはしかるべく本省に対し手をうつて参りたいと存じますので事務局までご連絡下さいますようお願い申しあげます。

旧表示の印刷缶転用の日缶協文書 に対して異議

日缶協では会長名で4月22日付全缶協会長名宛下記の文書がとどけられ、全缶協ではこれに対して早速異議を申し入れた。

全国缶詰問屋協会

会長 浅井二郎 殿

技 発 第13号

昭和45年4月22日

拝啓 いよいよご清栄のことおよろこび申し上げます。

旧表示の印刷転用に関する取扱いについて

表記につきましては、3月17日付開催の国会消費拡大、規格表示合同委員会において、①レーベルについては、旧表示の印刷面を2本以上の黒線をもつて抹消する。②ステッカーについては「砂糖使用」、「砂糖入り」等の表示をする。との方針をとり決めました。

しかるところ、その後も旧表示印刷転用製品に対する消費者よりの問合せ、クレームなどがひきつづき発生し、“二重表示”の疑いがあるとして、日刊紙の取材、投書などが見られるにいたりしました。

本会では、業界の本命商品である全糖品の信用につながる重大な問題であり、企業のブランド、イメージを保持するためにも具体的な対策を打ち出す必要を認め、旧表示の印刷転用に関し、今後の製造・出荷分についてつきのような取扱いをする方針をとり決めました。

事情ご高含の上、今後共よろしくご高配下さるようお願い申し上げます。

なお、旧表示の印刷缶を使用した旨を説明する表示については、ブランド所有者の自主的な判断に任せる方針でありますので、あわせてご諒承願います。

記

1. 「合成甘味料添加」表示の印刷缶にレーベルを貼付する場合

旧表示の印刷面を2本以上の黒線をもつて抹消し、レーベルが流通過程で離脱しないよう、十分糊付を行なうこと。

さらに、レーベルの裏面に旧表示の印刷缶を使用した旨の説明を示すこ

と。この場合、レーベルの表面に表示することもさまたげない。

2. 「合成甘味料添加」表示の印刷缶にステッカーを貼付する場合
旧表示の「合成甘味料添加」の文字を抹消した上に、「砂糖入り」、
「砂糖使用」等と表示したステッカーを貼ること。
ただし、旧表示を抹消しない場合は、ステッカーに旧表示の印刷缶を使用した旨の説明を併せて示すこと。

庶 発 第 2 2 5 号

昭和 4 5 年 4 月 2 3 日

社団法人 日本缶詰協会

会長 田 上 東 稻 殿

全国缶詰問屋協会

会長 浅 井 二 郎

拝啓 ますますご清栄のことと大慶に存じます。

さて、4月22日付貴協会技発第13号「旧表示の印刷缶転用に関する取扱いについて」の書信に対し、弊協会としての意見を申しあげます。

1. 旧表示印刷缶転用の取扱いについて

この件は貴協会において当初所轄官庁の諒解取付を願つたる旨のご連絡を頂いた後全業界が申合せした取決事項であつてこれを現在の段階で既に販売済みの商品に対する配慮も無しに安易に変更されることには賛成致しかねる。若し事情が変化し旧印刷缶の転用が徒らに消費者の疑問を呼ぶ懸念が生じたのであるならばこの措置はもつと抜本的に議論を尽くして結論を出すべきではないかと存じます。

2. 「砂糖入り」「砂糖使用」等の表示について

上記の表示は主として魚類を中心とした味付缶詰についての考え方と察せられるがこの件は再三貴協会申入れに対しご解答申しあげたる通り缶詰の表示において単に調味のうちより砂糖の含有々無を表示することは適当でないと考えられるので公正規約に基き調味料内容記載の欄の一項目として表示されるよう重ねて要望致します。

なおこの件につき貴意により生産強行されたる場合既存商品とのヒツチ等で混乱の生じたる場合は弊協会では責任を負えませぬ故念のため申し添えます。

1項、2項において申し述べたる通り貴協会におけるご提案は単に生産面での関連のみを考慮した施策でありこれが流通面で消費者に如何なる印象を与えるか又流通段階が如何に混乱するか等の流通面での影響に殆んど配慮されておらぬ点現今の消費者優位のマーケットにおいて極めて厳しい試練期に立たされている缶詰業界の果して採るべき策であるか憂慮するものであります。

敬 具

フルーツみつ豆缶詰チェリー代替品 の開缶検討会

昭和45年4月23日、14.00～16.00時日本缶詰検査協会において全缶協、農産缶工組の代表者が参加し、フルーツみつ豆缶詰のチェリーの代替品としてのパイナップル、いちご、ぶどうの試作品に関する開缶検討会を開き、次のような見方がなされた。

- ① パインはチビット程度^{の物}、1切が標準7g、缶型別粒数はチェリー粒数の内規に準じて、4号缶3切、5号缶2切、6号缶1切。
- ② いちごについては今後の検討として保留。
- ③ ぶどうはマスカットオブアレキサンドリヤ、巨峯の2品種に限りパインに準じ認め、その他品種については保留。

フルーツの配合割合について試作品を開缶して見た結果では、30～35%（現行25%）は必要であろうとの意見がだされたが、これも検討事項とされた。

第4回 東急缶詰まつり

第4回東急缶詰まつり打合会を昭和45年4月21日、13.30～16.00時日缶協会議室で開催し、次のように決定、実施の運びとなつた。

1. 名称 第4回 東急缶詰まつり
2. 場所 東急東横店、日本橋店、各食料品売場
3. 主催 社団法人 日本缶詰協会
4. 期間 5月22日（金）～6月3日（火）
5. 参加店 ㈱中島董商店、㈱明治屋、㈱国分商店、㈱鈴木洋酒店、
㈱逸見山陽堂、三井物産㈱、日本水産㈱、はごろも缶詰㈱、
日魯漁業㈱、大洋漁業㈱、日冷スター販売㈱、㈱桃屋、
雪印食品工業㈱、関東缶詰食品㈱、ゴールドバック㈱。

倉庫保管料値上げ説明会

1. 日時 昭和45年4月22日 13.00時～15.00時

(缶詰業界側下打合)

1 5.00 時～1 7.00 時

(日本倉庫協会側との折衝)

2. 場 所 日 缶 協 会 議 室

※ 説 明 会 の 概 要

社団法人日本倉庫協会では、3月18日および3月25日の2回にわたり日本缶詰協会を中心とした缶詰関係団体及び大手水産会社を集め、倉庫保管料率の改訂のための説明会を開催したが、缶詰業界側はさらに検討を要するということから再度説明会開催となつたものであるが、日本倉庫協会は倉庫保管料率をさきに要望していた平均4.03%という値上げ幅を2.9%まで引下げるとの見解を明らかにしたが、缶詰業界側は平均20%程度にとどめてもらいたいとの主張から結論を持ち越した。

関 係 団 体 報 知

※各地区の卸売同業会でシール貼付の徹底を図る。

シール貼付の徹底については各地区でその徹底に努力しているが、東京都食品卸同業会、京都食品卸同業会ではそれぞれ会員および卸店に対し次の文書を送付、シール貼付の徹底に努めている。

都 食 同 第 1 6 号

昭 和 4 5 年 4 月 2 4 日

一 般 会 員 店
賛 助 会 員 店 御中

(写) 日本缶詰協会
全国缶詰問屋協会
横浜、名古屋、京都
大阪、兵庫各同業会

東京都食品卸同業会

厚生省 環境衛生局長 45年4月20日附第30号状

各 都道府県知事
宛 通知の内容
各 指定都市市長

クサイクラミン酸塩含有食品の一斉取締りについてク

- (1) 既に1月31日、2月28日附で販売猶予期限が切れた物が販売されて
いないか。
- (2) サイクラミン酸塩を含有する缶詰、びん詰、たる詰及びつぼ詰の食品に
シールが貼られて居るか(これは9月30日迄販売が許可されて居る)
- (3) サイクラミン酸塩を含有する缶詰、びん詰等を飲食店等で使用して居る
か。

註：これは5月1日から～全31日のうちで各都道府県が適当な一週間を選
定して食品の販売所及び製造所の一部に立入検査する。云々

上記について、東京都衛生局の意向次の通り

上記の通りにて都衛生局はこの通達により5月中の或る期間に今までより細
部にわたり取締りを徹底する由につき、シール貼附について今一層のご配慮
を、お願い致します。

尚、(2)項についてシール不足の向は当該商品の仕入先か下記配置店にも多少
の用意があります。

日本橋支部 (株)近辰商店 京橋支部 築地乾物(株) 城東支部 (株)富士屋

城北支部 (有)美濃屋商店、うろこや商店、(株)丸平、(株)丸忠商店、(株)吉沢商店、(株)安野商店、(株)山下商店、(株)小網江戸川出張所
城南支部 (株)矢口屋商会、仁木嶋商事(株)、三新食品(株)、(株)小峰商店、田新産業(株)、(株)アサヒ商会
城西支部 (株)忍足商店、(株)三重商店、(株)東京北洋、(株)吉野屋商店、(株)山室商店、岩崎倉庫(株)、(株)富士商店、(株)丹羽北洋、(有)たくみ商店

われわれはシールを貼つて積極的に販売をしたいものであります。

昭和45年4月25日

会 員 各 位
卸 店 各 位

京 都 食 品 卸 同 業 会

会 長 大 橋 庄 三 郎

「サイクラミン酸塩」含有食品の一斉取締りについて

今回4月20日付厚生省環境衛生局名をもつて標記の件につき通達が出されましたので、別紙(要領の抜萃)の通り取急ぎ御報せ申し上げます。小売店在庫の製品に対するシールの貼付が不徹底であるとして消費者団体よりしばしば指摘を受け行政の責任を追求する動きが活発化するに至りました。

同業会としても今日まで府、市の環境衛生課とも連絡をとり、各保健所の取締りによる返品などの事態を未然に回避出来るよう行政指導を御願

いしている次第です。

今回の通達によると「表示ラベル」（シールの意味）については業界団体と連絡をとりつゝ保健所及び業界団体において予めシールを用意して、その貼付の徹底を図ると指示されております。従つて貴店の御販売先及び一般小売店にこの際シール貼付の徹底について今一層積極的な御配慮賜りたくお願い申し上げます。

尙小売店向のシール不足の場合は御仕入先又は当同業会事務局まで御申し越し下さい。

- ◎ シールが貼付されているにも不拘、保健所の行き過ぎ指導が行なわれるような場合には、然るべく本省に対し手をうつてゆく旨全缶協より申越もありますので、そのような場合には至急当会まで御連絡下さるよう併て申添ておきます。

※ 東京都同業会十進法の採用等呼びかけ

東京都食品卸同業会では4月25日付で「食品の包装は十進法、」缶詰、びん詰の取引単価を箱価格で、といった課題を提起、下記の文書を缶詰関連団体に送付し、推進させることになった。

都 食 同 第 1 8 号

昭和 4 5 年 4 月 2 5 日

日 本 缶 詰 協 会
日 本 製 缶 協 会
御 中

(写) 全 国 缶 詰 問 屋 協 会
全 国 バ イ ン ア ッ プ ル 缶 詰 内 販 会
沖 縄 バ イ ン ア ッ プ ル 缶 詰 輸 入 協 会

沖繩輸出バインアップル缶詰組合
横浜、名古屋、京都
大阪、兵庫各同業会
缶詰返品問題実行委員会
食品包装合理化委員会

東京都食品卸同業会

拝啓 愈々ご繁栄の段大慶に存じます。日頃は何かとご指導を頂き厚く御礼申上ます。

さて昨年来弊会が流通段階に於ける取引の合理化、食品包装の質の向上等につき微力をいたし居り、この間ご支援を頂き居り感謝に堪えません。

つきまして昨々4年8月16日附弊第37号書状にて“缶詰包装カートの質の改善に就て”御願ひ申入置きましたが、何等のご回示もなく又その後目に見えて改善されたと云う状況が現われ居らぬ様存ぜられますが（即ち6号缶4打入堅函のごとき荷扱い能率の悪いものが依然として出廻り居り、あるいは輸出規格カートン函と内販用とは同質であるとの仰せでありますが事実みかん缶詰5号4打入カートン函の場合のごとく輸出用のものと内販用のそれとは格差が相当ある等）この辺のところいかゞでございましょうか伺出ます。

尚凹缶発生を防ぐためにbead缶を普及させることもそろそろ品目によつては時期至り居るかと思存しますがご所見いかゞでございましょうかこの辺のところもご示教相仰ぎます。

次に当会は食品包装合理化委員会なる部門をもつて食品包装の質の向上合理化それにつながる事務の合理化についていさゝかの研究を進め居りますところ現段階で次の2点に付前向きのご考慮を頂きたく提題申上ます。

(A) “食品の包装は十進法を採用しましょう”

同封のP.O.P.が示します当会の運動として着々業界メーカーの

賛同を得つゝこの方向が顕われ居りますことをご観察願上げます。

つきまして食品業界の大宗である缶詰、びん詰業界がこれを採用することに依り大勢を更に方向づけることでもありますので、先は製缶、製びんの部門。つゞいてパツカーの面で十進法による荷姿の実現を希求申上ます。

(B) 缶詰、びん詰の取引単価を箱価格で表現、呼称、記載致したきこと。

事務作業が敢て手教を要する現在の個（1缶、1びん）呼称から卸問屋を経て小売商までは箱呼称さるべきことは計算事務を一段階単純にしたいことであります。そして今後コンピューターを採用する場合現状のやり方では機械効果を減殺するおそれを予想するのであります。もともと個単価の呼称は戦後の所産でありまして勤くとも戦前は箱単価が常識であつた筈であります。

以上2点に付新たに課題提起を致し何分のご高示を得たくこの段貴意を得申します。

敬 具

〔大阪食品卸同業会が新発足〕

大阪食品卸同業会の設立総会は、昭和45年3月7日 13.00時から大阪市新阪急ビル12階スカイルームにおいて開催し、新発足した。

会員は97社、理、監事20名、正副会長、相談役は下記の通り選任された。

会 長 祭 原 次 郎（株式会社 祭原 取締役社長）
副会長 野 田 喜三郎（野田喜商事株式会社 取締役社長）
・ 伊 藤 勇（株式会社 長井藤商店 代表取締役）
相談役 今 井 重太郎（株式会社 松下商店 取締役社長）

蜜柑罐工組 村上専務母堂ご逝去

日本蜜柑缶詰工業組合専務理事村上延衛氏母堂シゲさんは4月20日老衰のため横浜市神奈川区新子安2〜11〜24自宅で死去された。享年80
告別式は4月22日午後1時〜2時横浜市西区清水ク丘225海門山興禅寺において執り行なわれた。

会 員 消 息

〔役員人事〕

※ ㈱ヤマムロ（台東区東上野4〜17〜11）では、12月26日開催の臨時株主総会ならびに取締役会において下記の役員が決定した。

○ 新規役員

取締役会長	山室元固氏
代表取締役社長	伊藤栄蔵氏（「新任」三井物産株式会社 食品第二部長代理常勤）
取締役（非常勤）	犬塚幸二郎氏（「新任」三井物産株式会社食品 第二部食品第一課長営業担当）
取締役（非常勤）	若本嘉昭氏（「新任」三井物産株式会社食品 第二部会計課長代理経理担当）
監査役（非常勤）	斎藤稔氏（「新任」三井物産株式会社 検査役）

○ 従来役員

取締役	溝川宮治氏
取締役（非常勤）	竹内平蔵氏（三井物産株式会社参与）
取締役（非常勤）	山室いと氏
監査役（非常勤）	芝野清一氏（清水水産株式会社社長）

